令和3年第2回羽村 · 瑞穂地区学校給食組合

議会(臨時会)会議録

令和3年5月26日(水)午前10時より、令和3年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会(臨時会)を西多摩衛生組合会議室に招集した。

- 1. 出席議員 6 名
 - 1 番 原 隆夫
 2 番 富永 訓正
 3 番 鈴木 拓也

 4 番 石川 修
 5 番 石居 尚郎
 6 番 小川 龍美
- 2. 欠席議員 0 名
- 3. 出席説明者

管理者橋本弘山 副管理者 杉浦裕之教育長 桜沢 修 会計管理者 島田裕樹事務局長 石田哲也 給食課長 友野裕之管理給食係長 瀧島淳介 職員係長 小山健一

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程(第1号)

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

議事日程(第1号の追加1)

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

日程第5 議案第5号 (専決処分の承認を求めることについて)

羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関す

る条例等の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

条例

日程第7 議案第7号 監査委員の選任について

日程第8 議案第8号 監査委員の選任について

日程第9 議員派遣について

○事務局長(石田哲也) 皆様、おはようございます。

今回、羽村市議会及び瑞穂町議会におきましては、それぞれの当組合の議会議員が新たに改選されました最初の議会になります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員の中、石川修議員が最年長でありますので、臨時議長をお願いしたいと思います。

○臨時議長(石川 修) 皆さん、おはようございます。

ただいま臨時議長に選任されました石川修でございます。地方自治法第107条の規 定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を務めさせていただき ます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会(臨時会)を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長において行う議事日程は、お手元に配付してあります議事日程(第1号)の とおりです。

日程第1、「仮議席の指定について」の件を議題といたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号「議長選挙について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(石川 修) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行 うことに決定いたしました。

これより指名推選の発言を許します。富永訓正議員。

- ○議員(富永訓正) 瑞穂町から選出の小川龍美議員を議長に推選いたします。
- ○臨時議長(石川 修) ほかにご意見等ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○臨時議長(石川 修) お諮りいたします。ただいま富永訓正議員から指名推選がありました小川龍美議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(石川 修) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいただきました小川龍美議員が議長に当選いたしましたので、会議規則第26条の規定により、本席より当選の旨を告知いたします。

それでは、小川龍美議員から議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。小川議員。

○議長(小川龍美) ただいま議長にご指名をいただきました小川龍美でございます。 本日の臨時会におきまして、議員各位の温かいご配慮によりまして羽村・瑞穂地区学 校給食組合議会議長に就任することとなりました。誠に身に余る光栄でありまして、こ こに謹んでありがたくお受けいたします。学校給食の向上のため、誠心誠意、公正を基として議会運営に当たり、微力ではございますが、専心努力する所存であります。

どうか皆様のご尽力を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任 に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○臨時議長(石川 修) 以上で挨拶は終わりました。
 - これにて臨時議長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。それでは、小川議長、議長席へよろしくお願いいたします。
- ○議長(小川龍美) それでは、引き続き会議を進めます。

この際、管理者より発言の申出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 皆様、改めましておはようございます。

ただいま、小川新議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会(臨時会)を招集申し上げましたところ、公私ともご多忙の中、議員各位の出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今般の臨時会は、先般行われました瑞穂町、羽村市の議会の役職改選を受けましてお 集りをいただきました。また、それぞれの議会におきまして選出され、当組合議会の議 員をお願いすることとなりました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、当組合におきましては、設立以来、議員の皆様方をはじめ、関係各位のご協力により学校給食業務が順調に運営されておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今日の学校給食は、現在の豊かな食料時代を背景に栄養バランスの取れた多様な食事を提供することにより、体力の向上と健康の維持、増進を図る一方、児童・生徒のよりよい食習慣や食生活を身に着けさせることで、日本のすばらしい食文化を次世代へと継承していく役割も求められております。当組合におきましても、学校給食の理念を踏まえ、さらなる給食業務の充実を図るため、鋭意努力してまいりたいと考えております。

本日ご提案申し上げさせていただきます議案でございますが、専決処分の承認案件1件、条例案件1件、人事案件2件、併せて4件の議案でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、極めて簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(小川龍美) 以上で管理者の発言は終わりました。 しばらく休憩をいたします。

> 午前10時09分 休憩 午前10時10分 再開

○議長(小川龍美) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、日程の追加について申し上げます。

本日の議事日程 (第1号) に、ただいまお手元に配付いたしました (第1号の追加1) を追加いたします。

これより追加日程に入ります。

追加日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。1番 原 隆夫議員、2番 富永訓正 議員、3番 鈴木拓也議員、4番 石川 修議員、5番 石居尚郎議員、6番、私、小 川龍美、以上のとおり議席の指定をいたしました。各自議席札をお立てください。

次に、追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、1番 原 隆夫議員、及び、2番 富永訓正議員を指名いたします。

次に、追加日程第3、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、追加日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によること に決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定 いたしました。

それでは、副議長に石居尚郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました石居尚郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石居尚郎議員が副議長に当選されました。会議規則第26条の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。

当選されました副議長、石居尚郎議員から、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長(石居尚郎) おはようございます。ただいま副議長に指名をされました石居尚郎でございます。

小川議長を支え、給食組合議会発展のために全力を尽くしてまいる所存でございます。 どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小川龍美) 以上で副議長の挨拶は終わりました。

次に、追加日程第5、議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて) 羽村・ 瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件 を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて)羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、組合の財政状況等を鑑み、管理職手当の月額及び地域手当に関する暫定措置を延長するため、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきました。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容ですが、部長職における管理職手当及び地域手当の支給割合に係る暫定措置について、令和4年3月31日までの期間に延長したものです。

なお、この条例は、公布の日から施行しております。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

- ○議長(小川龍美) 石田事務局長。
- ○事務局長(石田哲也) それでは、議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の細部につきましてご説明いたします。

お手元に配付してあります議案第5号資料、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表、第1条関係の1ページをご覧ください。

まず、付則第4項ですが、管理職手当に関する暫定措置の改正です。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、部長職における管理職手当の月額「9万4,000円」を「8万9,300円」に5%減額しているものを、令和4年3月31日までの期間に延長しようとするものです。

次に、付則第5項ですが、地域手当に関する暫定措置の改正です。地域手当の支給割合について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、本則で規定する「100分の18」を「100分の8.5」としているものを、令和4年3月31日までの期間に延長しようとするものです。

次に、第6項では、同じく地域手当の支給割合について、令和4年4月1日から当分の間、本則で規定する「100分の18」を「100分の10」にするもので、「改正付則」から「制定付則」に改めております。

2ページの羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例新旧対照表、第2条関係の表の右側の旧の部分をご覧ください。

第2条に規定する付則第5項は、地域手当の支給割合を令和3年4月1日から当分の間「100分の10」とする規定でございますが、先ほど説明いたしました第1条関係1ページの付則第5項及び第6項の規定と整合を図るため、条文の整備を行ったものでございます。

次に、付則につきましてご説明いたします。

付則第1項において、施行期日を規定しておりますが、地域手当の暫定措置の期間に 関する規定と整合を図るため、文言の整理を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行しております。

以上をもちまして、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(小川龍美) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより採決を行います。

- ○議長(小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(小川龍美) 討論ありませんので、討論を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 次に、追加日程第6、議案第6号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の 報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第6号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、会計年度任用職員の期末手当について、健康保険法の適用を受ける者と同様の勤務条件で勤務する学生及び後期高齢者医療の被保険者を支給対象に加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第6号資料のとおり、条例第5条第1項中、「期末手当の支給対象を任期の定めが6月以上、かつ、健康保険法の適用を受ける会計年度任用職員にあって、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するもの」から、「6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(組合規則で定める会計年度任用職員を除く。)」に改めるとともに、同条第2項の期末手当の額の算定方法について、健康保険法の適用を受けない学生及び後期高齢者医療の被保険者の規定を加えようとするものです。

また、今回の条例改正に伴い、期末手当の支給対象とならない会計年度任用職員については、組合規則を一部改正し定める予定であります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いをいたします。

○議長(小川龍美) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(小川龍美) 討論ありませんので、討論を終了いたします。 これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。 次に、追加日程第7、議案第7号「監査委員の選任について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第7号「監査委員の選任」につきましてご説明いたします。 平成29年6月1日から代表監査委員としてご尽力をいただいております渡辺晃氏が、本年5月31日をもって任期満了となります。このため、渡辺晃氏を引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただくため、本案を提出するものであります。

渡辺氏の住所は、羽村市五ノ神一丁目6番地4、生年月日は昭和36年1月3日、任期につきましては、令和3年6月1日から令和7年5月31日までであります。

渡辺氏の主な経歴は、お手元配付しております議案第7号資料のとおりでございますが、本人は、人格高潔にして、経理会計事務の専門家として財務管理、事業の経営管理など優れた識見をお持ちになられております。このことから、渡辺氏は地方自治法で定められた監査委員として適任者であると考えております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いをいたします。

○議長(小川龍美) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第7号「監査委員の選任について」の件を採決いたします。 お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、追加日程第8、議案第8号「監査委員の選任について」の件を議題といたしま

す。

この際、石川修議員の退席を求めます。

(石川 修議員退席)

- ○議長(小川龍美) 提出者より提案理由の説明を求めます。橋本管理者。
- ○管理者(橋本弘山) 議案第8号「監査委員の選任」につきましてご説明いたします。 監査委員としてご尽力いただいておりました村上嘉男氏から、任期途中ではありましたが、5月11日付で辞職願が提出されましたので、これを承認いたしました。

このため、その後任として石川修氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196条第1項の規定により、議会の同意をいただくため、本案を提出するものであり ます。

新たに選任しようとする石川氏の住所は、瑞穂町南平二丁目26番地10、生年月日は、昭和24年1月2日、任期につきましては、令和3年5月26日から令和5年4月30日までであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いをいたします。

○議長(小川龍美) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第8号「監査委員の選任について」の件を採決いたします。 お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

この際、石川議員の除斥を解除いたします。

(石川 修議員着席)

○議長(小川龍美) 石川議員に申し上げます。議案第8号は、原案どおり同意されました。

次に、追加日程第9、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定 いたしました。

以上をもちまして、本臨時議会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会(臨時会)を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時28分 閉会